



# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ガイドライン案 概要

令和6年7月17日

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ガイドライン改定の全体像

- ガイドライン（GL）は、政府行動計画に定められた内容について、平時の備えや有事に対応すべき事項に関し、より具体的な内容や具体例等を整理することで、政府・都道府県等の関係者が、適切に対応していくにあたり必要な事項を示すもの。
- 今般の行動計画の全面改定にあわせ、既存のガイドラインについて必要な修正等を行うとともに、新たな行動計画の構成に沿って、必要なガイドラインを新たに作成することとする。

## ガイドライン項目一覧

- ・ 情報収集・分析に関するGL（新規）
- ・ サーベイランスに関するGL
- ・ 情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するGL
- ・ 水際対策に関するGL
- ・ まん延防止に関するGL
- ・ 予防接種（ワクチン）に関するGL
- ・ 医療に関するGL
- ・ 治療薬・治療法に関するGL
- ・ 検査に関するGL（新規）
- ・ 保健に関するGL（新規）
- ・ 物資の確保に関するGL（新規）
- ・ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策GL
- ・ 埋火葬の円滑な実施に関するGL

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ガイドライン案 概要①

## 情報収集・分析に関するガイドライン : 新規

- 新行動計画に沿って、対策の内容を具体化。
- 収集すべき情報について、感染症サーベイランスにより把握する感染症発生状況等の他、感染拡大防止と国民生活及び国民経済との両立を見据えた対策の意思決定を行うため、医療のひっ迫状況、海外の政策動向、国民生活及び国民経済に関する情報等を追加。
- 感染症インテリジェンス（感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意志決定及び実務上の判断に活用可能な情報として提供する活動）の実施体制・役割分担を整理するとともに、情報収集・分析～リスク評価～政策上の意思決定の一連のプロセスを記載。

## サーベイランスに関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 新行動計画に沿って、対策の内容を具体化。
- 実施するサーベイランスについて、現行ガイドラインに記載の患者発生サーベイランスやウイルスサーベイランス等に加え、水際対策における入国者サーベイランス、早期発見を目的とした疑似症サーベイランス、下水サーベイランス等を追加。
- 新型インフルエンザ等の発生状況に応じたサーベイランスの切替えについて、発生状況に応じた実施体制の検討や見直しのあり方を具体的に記載。

## 情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 新行動計画で、国民等の情報の受取手との双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進等について記載したことに伴い、国民等の情報の受取手との双方向のコミュニケーションを推進するための具体的な広聴の方法や、科学的知見等に基づく正確かつ分かりやすい情報の周知に関する留意事項等について記載。

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ガイドライン案 概要②

## 水際対策に関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 新型コロナ対応での経験を踏まえ、水際対策に係る対応の具体的内容を充実。
- 具体的には、準備期において、検疫手続や健康監視等を円滑に行うためのシステムの整備等について記載。
- また、初動期においては、新型コロナ対応において実施した宿泊施設又は居宅等待機の実施手順、発生源からの航空機・船舶に対し検疫を行う特定検疫空港・港に指定する候補となる検疫実施空港・港、水際対策への協力が得られない者に対する措置の具体例等について記載。
- 更に、新行動計画において、感染症の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえ、国民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、時宜に応じ適切かつ柔軟に水際対策の強化又は緩和を検討し、実施することとされたことを踏まえ、水際対策の強化を行う際の判断時点や対策強化の具体例、縮小又は中止を行う際の判断時点や縮小又は中止の具体例を記載。

## まん延防止に関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 新行動計画に合わせ、対策の内容を具体化。
- 具体的には、準備期において、新型コロナ対応の経験を踏まえ、対策の実施に当たり考慮すべき指標やデータの選択肢を示し、対応期においては、当該指標等をベースに、対策の効果と国民生活・社会経済活動への影響を総合的に勘案し、対策を実施する必要があること、実際に参考とする指標等は、病原体の性状に合わせて取捨選択すること等について記載。
- また、対策を柔軟かつ機動的に切り替えるに当たり参考となる、感染拡大防止策の強度や内容等について記載。具体的には、外出自粛要請、休業要請や時短要請、イベントや職場の感染防止策等について、新型コロナでの対応事例も示しつつ、根拠法令や要請に当たっての留意事項等を整理。

## 予防接種（ワクチン）に関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 接種体制の構築に向けて、市町村及び都道府県が、準備期から検討・訓練すべき事項を整理するとともに、大規模接種会場を含む臨時の接種会場の設置を行う場合の留意点や、予防接種事務のデジタル化を通じ、接種勧奨や接種記録の管理などの情報基盤を整備すること等を記載。
- 国、JIHS等におけるワクチンの研究開発やワクチン確保についての役割を記載するとともに、特定接種や住民接種について、国等の準備期からの取組を明記。
- 国民が適切に接種の判断を行えるよう、予防接種に関する情報提供・共有(リスクコミュニケーション)について具体的に示すとともに、ワクチンの有効性・安全性の評価の取組を記載。

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ガイドライン案 概要③

## 医療体制に関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 準備期は、都道府県における感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練、協定締結医療機関における平時に感染症対応に従事する医療従事者以外の職員も含めた研修・訓練について記載。また、臨時の医療施設について、新型コロナ対応における設置事例とともに、想定される活用施設や受入患者等を記載。
- 初動期・対応期は、患者の相談・受診から入退院までの流れが円滑に行われるよう、都道府県が定期的に状況を確認するため、新型コロナ対応における患者フローの目詰まり等のチェックポイントを記載。また、感染症に関してDMATの派遣要請を行う場合やDMATの活動内容を記載するほか、新型コロナ対応におけるDMAT以外の医療人材の確保のための取組事例を記載。特措法に基づき医療関係者に医療実施の要請等を行う場合に留意する事項を記載。

## 治療薬・治療法に関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 平時における抗インフルエンザ薬の備蓄方針（備蓄薬の種類、数量等）について記載するとともに、初動期以降は、予防を含めた投与対象者や、保管、流通、使用にあたっての留意点等について記載。
- 新型インフルエンザ等の発生時において、新たに有効な治療薬が開発され、承認された場合、世界的に供給が不足することを想定して、国が配分するスキームや譲渡対象、配分に際しての留意点等を記載。また、国が都道府県等に対して提供すべき情報の種類も明記。
- 新型インフルエンザ等に対する有効な治療法が開発された場合、速やかに診療指針を策定し、随時見直すとともに、得られた知見を積極的に周知することを記載。特に、新型コロナ対応における経験を踏まえ、り患後症状が認められる場合には医療従事者が最新の知見を踏まえて患者の診療を行うことができるよう、当該指針に随時反映させることについても記載。また、治療と仕事の両立支援等の取組についても記載。

## 検査に関するガイドライン : 新規

- 各検査の実施体制構築までを図表を用いて記載するとともに、その具体的なプロセスを記載。検査実施の実働を担う都道府県等職員の理解を深める目的で、平時における訓練の具体例等について図表を用いて記載。
- また、新型コロナ対応時の対応や経験を追跡できるよう、国民生活・国民経済との両立のための検査を含め、新型コロナ対応時に発出されたガイドラインや通知等を参照文書として明記。

# 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 ガイドライン案 概要④

## 保健に関するガイドライン : 新規

- 地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う都道府県等、保健所、地方衛生研究所等が実際に業務を行うに当たって参考となるよう、新行動計画中、保健について、「人材確保」、「体制整備」、「人材育成」、「DXの推進」等についての具体的内容を、表を用いながら記載。
- 人材確保については、IHEAT要員等の専門職等を感染症有事に円滑に活用するための準備事項を記載するとともに、体制整備については、感染症有事の際に縮小・延期、外部委託及び都道府県による一元化が想定される業務を表にまとめ、それぞれの内容を新型コロナ対応時の例も踏まえながら記載。

## 物資の確保に関するガイドライン : 新規

- 新型コロナ対応においては、医薬品だけでなく医療機器や個人防護具の需給がひっ迫する事態が生じたことを踏まえ、感染症まん延時等の感染症対策物資等の物資に対する需要が高まる中においても、確実に確保するために国等が取り組むべき事項の参考となるよう作成したもの。
- 具体的には、感染症法に基づき、生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者に対して平時から生産、輸入等の状況について報告を求め、その状況を国が把握することや、物資が不足することのないよう新型インフルエンザ等発生時に生産要請、指示等を行うことについて速やかに検討すること、国及び都道府県における個人防護具の備蓄水準等について記載。

## 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 本ガイドラインは、新行動計画に示されている事業者・職場における新型インフルエンザ等対策の計画と実行を促進するため、職場における感染対策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示したものである。具体的には新型インフルエンザ等発生時の組織としての意思決定方法の検討や職場における感染対策、事業継続方針の検討、職場における教育・訓練、BCP等の点検・是正について記載。
- 今般の改正では、新型コロナ対応における感染対策の経験や、新型コロナ対応において行われた関連する法律の改正内容等を踏まえ、記載の更新を行った。

## 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン : 既存ガイドラインを修正

- 本ガイドラインは、新型インフルエンザ等が全国的に流行し、死亡者が多数に上ることを想定した際に、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備することに関する詳細な対応として、各地域において埋火葬ができる限り円滑に実施されるよう、地方公共団体や関係機関において講ずることが適当と考えられる措置を中心にまとめたもの。今般の新型コロナウイルス対応において問題となった、納体袋の扱いや遺体への接触、遺族への配慮等について見直しを行い、追記等している。
- 準備期における対応として、対応期において火葬能力を超える死者が出た場合に備えるための協定締結等について記載しており、初動期以降の対応については、火葬に必要な資器材の確保や、死亡者数が火葬能力を超えた場合の遺体の保存対策、新型インフルエンザ等緊急事態における墓理法の特例等について記載している。